

議案第48号

調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等へ労務に服することができない期間に係る傷病手当金を支給するため、提案するものであります。

調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険条例（昭和34年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われることが医師等により証明されるときに限る。以下同じ。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があ

るときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

6 附則第 4 項の規定にかかわらず、療養のため労務に服することができないときにおいて給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の調布市国民健康保険条例附則第 4 項から第 7 項までの規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。